

環境物品等の調達の推進を図るための方針

公正取引委員会

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第７条第１項の規定に基づき、令和３年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和３年度における調達の目標

令和３年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更〔令和３年２月１９日変更閣議決定。以下「基本方針」という。〕に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、次のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

１ 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

２ 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具	
---	--

墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚	調達を実施する品目については, 調達目標は100%とする。
---------------------------	--

収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
---	--

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
------------------------	------------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	調達を実施する品目については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。
テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー（業務用のみ）	調達を実施する品目については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。
エアコンディショナー（業務用以外） ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。
--	-----------

11 照明

LED照明器具（投光器，防犯灯を除く）	調達を実施する品目については、基準値2の基準を満たす物品の調達目標は100%とし、可能な限り基準値1の基準を満たす物品の調達を推進する。
LED照明器具（投光器，防犯灯） LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ） 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

1 2 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	調達を実施する品目については、基準値 2 の基準を満たす物品の調達目標は 1 0 0 % とし、可能な限り基準値 1 の基準を満たす物品の調達を推進する。
乗用車用タイヤ 2 サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。

1 3 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は 1 0 0 % とする。
-----	-------------------------------

1 4 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
----------------------	--

1 5 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 % とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

1 6 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は
------	------------------

	100%とする。
--	----------

17 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	---

18 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web会議システム	2件調達予定

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21 役務

印刷 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
省エネルギー診断 食堂 自動車専用タイヤ更正 加煙試験 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。

22 ごみ袋等

プラスチック製ゴミ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択に当たっては、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

また、役務については、調達方針において特定調達品目として定めない品目であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては、特定調達物品等を使用して提供されるよう努める。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 当委員会内に、環境物品等の調達を推進するための体制として、公正取引委員会環境物品等調達推進本部（別紙）を設ける。
- 2 調達方針は、全ての部局、地方事務所及び支所を対象とする。
- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 調達実務担当者に対する内部研修などを通して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図る。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 調達方針に関する担当窓口は、官房総務課会計室とする。

公正取引委員会環境物品等調達推進体制概要図

《 推 進 本 部 》

本 部 長 ： 官房総括審議官

副本部長 ： 官房総務課長

本 部 員 ： 官房総務課会計室長

経済取引局総務課長

経済取引局取引部取引企画課長

審査局管理企画課長

事 務 局 ： 官房総務課会計室

《 調 達 担 当 部 局 》

官房総務課会計室

調達担当課室

地方事務所等